

北十四号から二四一度二〇分一、五〇〇メートルの点)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	〃
	こたまがい漁業	〃
	うばがい漁業	〃
	だんべいきさご漁業	〃
第二種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市

7 条件 なし

その五十五

1 公示番号 共第五十五号

2 漁場の位置 旭市地先

3 漁場の区域 次の基点北十四号、ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点北十二号 北緯三五度四〇分二〇・七二七六秒、東経一四〇度三七分二六・八七四三秒の点(匝瑳市と旭市との境界付近の北九十九里吉崎海岸碑中央点)

基点北十三号 北緯三五度四一分五三・三三〇〇秒、東経一四〇度四一分〇八・〇五七八秒の点(旭市東足洗と同市三川との境界付近に設置した標^{びら}鉦)

基点北十四号 北緯三五度四一分三六・二二二四秒、東経一四〇度四三分二六・一三三八秒の点(旭市下永井竜王崎の防波堤旧突端)

ア 北緯三五度四一分一三・二五九七秒、東経一四〇度四二分三三・五三六四秒の点(基点北十四号から二四一度二〇分一、五〇〇メートルの点)

イ 北緯三五度四一分〇四・七八八五秒、東経一四〇度四一分〇三・五五三二秒の点(基点北十三号から一八三度五〇分一、五〇〇メートルの点)

ウ 北緯三五度三九分四一・一九四〇秒、東経一四〇度三八分〇一・六八一〇秒の点(基点北十二号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点)

エ 北緯三五度三八分〇八・九六一五秒、東経一四〇度三九分二二・八五九八秒の点(基点北十二号から一四三度五〇分五、〇〇〇メートルの点)

オ 北緯三五度三九分四〇・五九五二秒、東経一四〇度四七分三五・六六九一秒の点

カ 北緯三五度四一分五二・四七九八秒、東経一四〇度四五分三九・八七五五秒の点(磯見川河口中心点)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市

7 条件 なし

その五十六

1 公示番号 共第五十六号

- 2 漁場の位置 銚子市小浜町から春日町に至る地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度四一分五二・四七九八秒、東経一四〇度四五分三九・八七五五秒の点（磯見川河口中心点）
 - イ 北緯三五度四〇分三三・三五二六秒、東経一四〇度四六分四九・三六四三秒の点
 - ウ 北緯三五度四一分一五・八六三九秒、東経一四〇度四九分四七・八九九一秒の点
 - エ 北緯三五度四二分五二・七三九八秒、東経一四〇度四九分三六・二八三二秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	はじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのみた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いわのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	おにくさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	どらくさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	かき漁業	〃
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 銚子市名洗町、犬若、外川町、長崎町、犬吠崎、君ヶ浜及び海鹿島町並びに旭市飯岡、岩崎、上永井、行内、権田沼新田、三川、下永井、萩園、塙、平松、猪野、八木及び横根
- 7 条件 なし

その五十七

- 1 公示番号 共第五十七号
- 2 漁場の位置 銚子市西小川町から川口町に至る地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点北二十二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点北十七号の一、基点北十七号、（ア）及び（イ）の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く区域
 - 基点北十七号 北緯三五度四一分四八・五一九八秒、東経一四〇度五〇分二四・〇一八九秒の点（銚子市犬若地先沖の海老島中心点）
 - 基点北十七号の一 北緯三五度四一分五三・九九六二秒、東経一四〇度五〇分四四・八九二八秒の点（銚子市名洗港犬若堤防の基部中心点）
 - 基点北十八号の二 北緯三五度四二分二八・三九〇六秒、東経一四〇度五二分〇六・六二九三秒の点（銚子市犬吠崎灯台中心点）
 - 基点北二十二号 北緯三五度四四分三四・一七四六秒、東経一四〇度五一分二二・一八〇六秒の点（銚子市川口町二丁目の千人塚海難漁民慰霊塔）
- ア 北緯三五度四二分五二・七三九八秒、東経一四〇度四九分三六・二八三二秒の点

- イ 北緯三五度三九分五五・一三三六秒、東経一四〇度四九分五七・五七三六秒の点
- ウ 北緯三五度四〇分二七・四二四二秒、東経一四〇度五三分四六・八五二六秒の点（基点北十八号の二から一四五度二〇分四、五〇〇メートルの点）
- エ 北緯三五度四五分一一・六一八二秒、東経一四〇度五三分四七・〇一六〇秒の点
- オ 北緯三五度四五分一一・七五九一秒、東経一四〇度五一分三五・六七二二秒の点
- カ 北緯三五度四四分五二・一四九九秒、東経一四〇度五一分二三・九六四〇秒の点
- (ア) 北緯三五度四一分四五・七一五四秒、東経一四〇度五〇分一五・三二六八秒の点（基点北十七号から二四七度五〇分二三五メートルの点）
- (イ) 北緯三五度四二分一一・八六六八秒、東経一四〇度五〇分三二・二五六〇秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのもた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いわのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	おにくさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	どらくさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	かき漁業	〃
	うばがい漁業	〃
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 銚子市

7 条件 銚子漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その五十八

1 公示番号 区第一号

2 漁場の位置 市川市塩浜地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度三八分二四・七三三四秒、東経一三九度五六分三九・二三九五秒の点

イ 北緯三五度三八分二九・七〇四七秒、東経一三九度五六分五七・四〇二一秒の点

ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点

エ 北緯三五度三九分〇六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 市川市

8 条件 なし

その五十九

1 公示番号 区第二号

2 漁場の位置 市川市塩浜地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三四六秒の点

イ 北緯三五度三八分二九・七〇四七秒、東経一三九度五六分五七・四〇二一秒の点

ウ 北緯三五度三八分三四・〇一八五秒、東経一三九度五七分二二・六九三八秒の点

エ 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 市川市

8 条件 なし

その六十

1 公示番号 区第三号

2 漁場の位置 木更津市牛込及び金田東二丁目地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く区域

ア 北緯三五度二六分三四・〇四六五秒、東経一三九度五六分五五・四四一〇秒の点

イ 北緯三五度二八分〇四・二〇五〇秒、東経一三九度五六分五九・二五八〇秒の点

ウ 北緯三五度二七分四八・六〇七二秒、東経一三九度五五分三七・〇二一八秒の点

エ 北緯三五度二六分三三・四五四五秒、東経一三九度五五分五六・〇三二七秒の点

(ア) 北緯三五度二七分二八・二〇六五秒、東経一三九度五六分五七・七三三七秒の点

(イ) 北緯三五度二七分四四・七四六四秒、東経一三九度五六分五八・四三三四〇秒の点

(ウ) 北緯三五度二七分四〇・一六七七秒、東経一三九度五六分三五・三〇三二秒の点

(エ) 北緯三五度二七分二三・六二七八秒、東経一三九度五六分三四・六〇四二秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年五月二十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 木更津市牛込、金田東二丁目(旧牛込の区域に限る。)及び金田東三丁目(旧牛込の区域に限る。)

8 条件 なし

その六十一

1 公示番号 区第四号

2 漁場の位置 木更津市牛込及び金田東二丁目地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く区域

- ア 北緯三五度二六分三四・〇四六五秒、東経一三九度五六分五五・四四一〇秒の点
- イ 北緯三五度二八分〇四・二〇五〇秒、東経一三九度五六分五九・二五八〇秒の点
- ウ 北緯三五度二七分四八・六〇七二秒、東経一三九度五五分三七・〇二一八秒の点
- エ 北緯三五度二六分三三・四五四五秒、東経一三九度五五分五六・〇三二七秒の点
- (ア) 北緯三五度二七分二八・二〇六五秒、東経一三九度五六分五七・七三三七秒の点
- (イ) 北緯三五度二七分四四・七四六四秒、東経一三九度五六分五八・四三三〇秒の点
- (ウ) 北緯三五度二七分四〇・一六七七秒、東経一三九度五六分三五・三〇三二秒の点
- (エ) 北緯三五度二七分二三・六二七八秒、東経一三九度五六分三四・六〇四二秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 7 条件 なし

その六十二

- 1 公示番号 区第五号

- 2 漁場の位置 木更津市金田東二丁目から畔戸に至る地先

- 3 漁場の区域 次の基点東二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点東二十八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点東二十七号 北緯三五度二六分二九・三三三五秒、東経一三九度五五分五七・〇七七五秒の点（木更津市旧牛込と同市旧中島との境界付近に設置した標^{ちまう}）

基点東二十八号 北緯三五度二五分五二・四七六四秒、東経一三九度五四分二〇・三五五八秒の点（木更津市中島と同市瓜倉との境界付近に設置した標柱）

- ア 北緯三五度二七分四八・六〇七二秒、東経一三九度五五分三七・〇二一八秒の点
- イ 北緯三五度二七分二二・六九四五秒、東経一三九度五三分五五・四九〇三秒の点
- ウ 北緯三五度二六分〇七・四七四〇秒、東経一三九度五二分二八・一一六四秒の点
- エ 北緯三五度二五分五二・二二八四秒、東経一三九度五二分二二・七四三四秒の点
- オ 北緯三五度二四分〇四・八四八五秒、東経一三九度五一分五一・九九七九秒の点
- カ 北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点
- キ 北緯三五度二五分二二・五一五八秒、東経一三九度五三分三九・四八六二秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年五月二十日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 木更津市金田東一丁目、金田東二丁目（旧中島の区域に限る。）、金田東三丁目（旧中島の区域に限る。）、金田東四丁目、金田東五丁目、金田東六丁目、中島、瓜倉及び畔戸
- 8 条件 なし

その六十三

- 1 公示番号 区第六号

- 2 漁場の位置 木更津市久津間から新港に至る地先

- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

- ア 北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点
- イ 北緯三五度二四分二二・七九二一秒、東経一三九度五二分四六・九一九二秒の点
- ウ 北緯三五度二四分〇四・八四八五秒、東経一三九度五一分五一・九九七九秒の点
- エ 北緯三五度二二分四一・六〇五三秒、東経一三九度五一分四一・〇一二三秒の点
- オ 北緯三五度二二分四〇・七七二〇秒、東経一三九度五三分一五・三六五四秒の点
- カ 北緯三五度二二分四八・一八四四秒、東経一三九度五三分五二・九二二八秒の点
- キ 北緯三五度二二分四七・九五七九秒、東経一三九度五四分〇二・〇一八八秒の点
- ク 北緯三五度二三分〇二・〇六一五秒、東経一三九度五四分三五・九九七四秒の点
- ケ 北緯三五度二三分〇七・三〇七〇秒、東経一三九度五四分三〇・九九四四秒の点
- コ 北緯三五度二三分二九・四五三九秒、東経一三九度五四分一一・七二九二秒の点
- サ 北緯三五度二三分四三・一三〇五秒、東経一三九度五四分〇五・九一七四秒の点
- シ 北緯三五度二三分四一・四〇九五秒、東経一三九度五四分〇一・三〇〇六秒の点
- ス 北緯三五度二三分三〇・二二〇五秒、東経一三九度五三分一一・五九九一秒の点
- セ 北緯三五度二三分三四・二五二二秒、東経一三九度五三分〇九・五五八九秒の点
- ソ 北緯三五度二三分四三・四五八六秒、東経一三九度五三分三六・八九三〇秒の点
- タ 北緯三五度二三分四七・一一四四秒、東経一三九度五三分三五・〇五六七秒の点
- チ 北緯三五度二三分三七・九〇四一秒、東経一三九度五三分〇七・七一〇九秒の点
- ツ 北緯三五度二三分三九・一五二一秒、東経一三九度五三分〇七・〇七九四秒の点
- テ 北緯三五度二四分〇一・四六八九秒、東経一三九度五三分四四・五九二九秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年五月二十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 木更津市久津間、江川、岩根、西岩根、中里、吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝瀬

8 条件 なし

その六十四

1 公示番号 区第七号

2 漁場の位置 木更津市江川地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

- ア 北緯三五度二四分〇一・四六八九秒、東経一三九度五三分四四・五九二九秒の点
- イ 北緯三五度二三分三九・一五二一秒、東経一三九度五三分〇七・〇七九四秒の点
- ウ 北緯三五度二三分三七・九〇四一秒、東経一三九度五三分〇七・七一〇九秒の点
- エ 北緯三五度二三分四七・一一四四秒、東経一三九度五三分三五・〇五六七秒の点
- オ 北緯三五度二三分四三・四五八六秒、東経一三九度五三分三六・八九三〇秒の点
- カ 北緯三五度二三分三四・二五二二秒、東経一三九度五三分〇九・五五八九秒の点
- キ 北緯三五度二三分三〇・二二〇五秒、東経一三九度五三分一一・五九九一秒の点
- ク 北緯三五度二三分四一・四〇九五秒、東経一三九度五四分〇一・三〇〇六秒の点
- ケ 北緯三五度二三分四三・一三〇五秒、東経一三九度五四分〇五・九一七四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年五月二十日まで